

## 「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集について

### 1 意見募集の趣旨

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の一部の施行に伴う道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）等の改正に当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

### 2 期間

令和5年1月20日（金）から同年2月18日（土）まで（30日間）

### 3 主な内容

#### (1) 道路交通法施行令の一部を改正する政令案

特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令の対象となる行為、当該講習に係る手数料の標準等を定める。

#### (2) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案

特定小型原動機付自転車の大きさ及び構造の基準、歩道通行に関する基準等を定める。

#### (3) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案

自転車を対象とする道路標識等は、原則として特定小型原動機付自転車を対象に含むこととする。

#### (4) 指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則案

原動機付自転車を含む規定の対象から特定小型原動機付自転車を除くなどの整理を行う。

### 4 施行期日

令和5年7月1日（予定）